

## Q&A（従業員の皆さまから寄せられたよくある質問とご回答）

### 独立行政法人労働者健康安全機構による立替払い編

本Q&Aは、債権者の皆さまから特に多くお問い合わせをいただいている質問について、整理・分類した上で、「独立行政法人労働者健康安全機構による立替払い」に関するご回答を掲載しています。以下では、医療法人社団美実会及び一般社団法人八桜会をあわせて「破産者ら」といいます。なお、破産者株式会社エム・シーネットワークスジャパン（以下「MC」）に対し、退職金債権をお持ちの方については、末尾『MC破産管財人からのMC債権者の方へのFAQ』もご覧ください。）

#### 第1 立替払いを受けていただくにあたっての注意事項

現在皆様に、順次、皆様が独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）による立替払いを受けていただくための、立替払請求書（案）をお送りしています。

この注意事項及び第2以下のQ&Aをよくお読みください。

- 1 立替払請求書（案）の内容をよくご確認ください、次の専用フォームに従って、ご回答ください。

【専用フォーム】

美実会

<https://forms.gle/TaFf7x1aYt6JJJBKA>

八桜会

<https://forms.gle/QRJbyUweX9hVY7Tx5>

ご回答いただけない場合、破産管財人による未払賃金額等の証明が困難となり、立替払いを受けていただくことができませんので、必ずご回答ください。

- 2 専用フォームからご回答をいただきましたら、順次、破産管財人が機構に対して立替払請求書を提出します（請求の代行）。

破産管財人の押印のない立替払請求書は、機構において受け付けされません。

本件の請求は全て破産管財人が代行しますので、ご自身で機構に提出されないよう、ご注意ください。

- 3 皆様が機構による立替払いを受けていただくためには、賃金や退職金の計算方法、その根拠等について、機構に問題ないと判断される必要があります。

当職らが皆様にお示しする立替払請求書（案）に記載の未払い賃金額は、既に当職らが機構に対して未払いの額及びその計算方法、根拠等を説明し、機構も、それを確認した結果、計算ミスや支払の根拠に特段、問題がないとされた金額（ただし、インセンティブ手当については後述します）です。

計算ミスによる場合は別途対応いたしますが、そもそもの計算方法等についてご主張があるとしても、裏付けとなる資料や明らかな計算ミスと言えない限り、当職はもちろんのこと、機構からも、証拠などが不十分と指摘され、お支払いすることが困難となることが予想されることはご理解ください。

専用フォームから、計算方法等に関するご主張をいただいた場合、機構への確認等のために、立替払いの申請時期が遅れることとなりますので、この点ご了承ください。

- 4 本件に関し、機構または破産管財人事務所へ個別にお問い合わせをされますと、機構または破産管財人事務所の業務に支障が生じ、立替払いの対応が遅れることとなりかねません。

ご不明点等がある場合には、まずはこの Q&A をよくお読みいただき、そのうえで、従業員専用の問い合わせフォームからお問い合わせください。

## 第2 未払給与

Q2-1 12月分給与が、従前の給与よりも少なくなっています。なぜですか。

A2-1 医師以外の従業員の皆様は、毎月給与が定められており、毎月、15日締めで給与が支払われていました。

12月分給与は、本来、締め日が12月15日でしたが、皆様は、これに先立つ12月10日に解雇されたため、12月分の給与は1か月分全額は発生せず、10日までの日割計算を行っています。

日割計算の方法は、破産者らの従前の運用に従っており、以下のとおりです。

### 【美実会】

原則：固定給総支給額÷暦日数×経過日数

例外（出勤日数が3日以下の場合）：固定給総支給額÷月所定日数×出勤日数

### 【八桜会】

本社・コールセンター・受付：固定給総支給額÷月所定日数×出勤日数

看護師・カウンセラー：美実会と同様

Q2-2 立替払請求書に、11月分以前の給与が記載されています。なぜですか。

A2-2 破産者らは、令和6年に皆様の給与を減額（減額の内容は後記のとおり）したものの、その際に適切な説明、従業員の皆様からの同意等を得ていなかったようでした。

当職らは、当該給与の減額について有効性に疑義があると考え、減額された相当額について、立替払いの対象としたいとして機構と協議をした結果、立替払いの対象とすることについて機構からも認められましたので、今般、立替払い請求書に記載しています。

なお、立替払いの対象となる未払賃金は、制度上、退職日の6か月前の日から機構に対する立替払請求の日の前日までの間に支払期日が到来していることが要件のため、本件においては、令和6年6月分(6月25日払い)以降の減額相当額が、立替払いの対象となります。

\*\*\*減額の内容\*\*\*

【美実会】

医師以外：令和6年5月1日以降、基本給を5%減額、皆勤手当を廃止  
院長医師：令和6年4月1日以降、原則として日給を1万円減額

【八桜会】

看護師：令和6年5月1日以降、皆勤手当を廃止  
                    令和6年7月16日以降、基本給を5%減額  
本 部：令和6年5月1日以降、皆勤手当を廃止  
院長医師：令和6年4月1日以降、原則として日給を1万円減額

Q2-3 立替払請求書に、11月以前の給与が全く記載されていません。私がQ2-2の対象とならないのはなぜですか。

A2-3 以下の場合には、11月以前の給与の未払いはありません。

- ① 上記の給与減額後に破産者らに入社した場合  
当該従業員と破産者らとの関係では、給与の減額は行われていないためです。
- ② 医師のうち、ドクターコールセンターを介して勤務されていた皆様  
シフト申請時に日給が明示されており、日給の減額について、医師の皆様の同意はあったものと思料いたします。

Q2-4 インセンティブ手当は立替払いの対象となりますか。

A2-4 インセンティブ手当が立替払いの対象となる「定期賃金」に含まれるか否かについて、現在、機構に解釈を確認中です。

なお、この解釈の結論が出ない限り、各労働基準監督署においても、状況は変わりませんのでご注意ください。

インセンティブ手当が立替払いの対象となると判断された場合には、お示しした立替払請求書を機構に提出いたします。

インセンティブ手当が立替払いの対象とならないと判断された場合には、インセンティブ手当を除く金額を立替払いの対象として、機構に申請します。

インセンティブ手当に関する方針が決まり次第、メール又は管財人ホームページにおいてお知らせいたします。

Q2-5 出張やヘルプの際の交通費を自分で負担していますが、立替払請求書に記載されていません。

A2-5 出張やヘルプの際の交通費は、立替払いの対象となる「定期賃金」には含まれません。

### 第3 退職金

Q3-1 私は、MC から八桜会に転籍する際に、退職金は、八桜会の退職金制度に加入すること、勤続年数は MC の入社時から通算されること、支払は八桜会から支払われることの説明を受け、転籍に同意しました。退職金はどのように計算されますか。

A3-1 勤続年数は、MC の入社時から八桜会の退職日まで通算し、八桜会の退職金規程を適用して、退職金を計算しています。

ただし、MC に対しても退職金の支払いを求めつつ、八桜会において、退職金について立替払いを受けていただくことはできません。

八桜会において退職金について立替払いを受けていただくためには、MC に対する退職金請求権を放棄いただく必要がありますので、専用フォームに従って、ご回答ください。

なお、「MC と八桜会での勤務年数を通算して、八桜会に対して退職金を請求する」ということではなく、「MC での勤務年数のみを前提として、MC に対して退職金を請求する」ということを希望される方につきましては、別途、専用フォームにおいて、その旨をご回答ください。

また、後記【MC破産管財人からのMC債権者の方へのFAQ】もご確認ください。

### 第4 立替払い全般について

Q4-1 いつ支払われますか。

A4-1 専用フォームよりご回答いただいた方のうち、金額に変更のない方から、1週間に100～200名程度ずつ、順次、機構に提出いたします。

その後、機構において準備が整い次第、立替払いがなされます。時期は未定ですが、概ね、申請日から平均20日程度で支払いを予定しているとのことです。ただ、現在、破産事件の増加、年度末処理等のために支払がやや遅れており、申請日から平均1か月程度かかるとのことです。

なお、インセンティブ手当が付いている方は、第2のQA2-4のとおり、機構の解釈の結論が出た以降に、機構に対して申請することとなりますので、ご了承ください。

Q4-2 私の立替払申請書はいつ提出してもらえましたか。

A4-2 本件では、1600名を超える従業員の皆様が立替払いの対象となっており、個別にご回答することはできません。

専用フォームよりご回答いただいたあと、3か月以上支払いがない場合には、従業員専用問い合わせフォームからご連絡ください。

Q4-3 立替払請求書に解雇予告手当が記載されていません。

A4-3 解雇予告手当は、立替払いの対象となる「定期賃金」に含まれません。

Q4-4 過去の給与が変更となったため(Q2-2参照)、給与明細や源泉徴収票を修正してください。

A4-4 恐れ入りますが、既に発行された給与明細や源泉徴収票を修正することはいたしかねます。修正内容については立替払請求書をご確認いただければご理解いただけると思慮いたしますので、ご了承ください。

Q4-5 立替払いを受けた場合、税務署に申告等が必要ですか。

A4-5 機構のQ&A(下記URL)のQ4-1、Q4-4をご確認ください。

<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/692/Default.aspx#q4-1>

なお、Q4-4に記載されている「退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書」は、当職が機構に代行して申請する際に合わせて提出していますので、従業員の皆様が個別に提出いただく必要はございません。

Q4-6 立替払い専用フォームに回答後、住所や姓が変わりました。何か対応は必要ですか。

A4-6 次の3点をご対応ください。

(1) 従業員専用問い合わせフォーム(URLは以下のとおりです)より、変更後の住所、氏名、口座名義を変更した場合にはその旨及び変更時期をご連絡ください。

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe3RptH\\_XQ\\_Lrnucg4GLB59Jy10qfdD9G8jrsvXSTWhIh-P2g/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSe3RptH_XQ_Lrnucg4GLB59Jy10qfdD9G8jrsvXSTWhIh-P2g/viewform)

(2) 住所が変わった場合、郵便局において、郵便物の転送手続をお取りください。

手続の方法は、お近くの郵便局または郵便局のホームページ（URLは以下のとおりです）でご確認ください。

<https://www.post.japanpost.jp/service/tenkyo/index.html>

(3) 破産管財人が機構に対して立替払請求書を提出したあと、立替払い完了前に、口座名義を変更された場合、機構から、口座情報について問い合わせのご連絡がいきますので、ご連絡があった場合にはご対応ください。

特に連絡がない場合には、順次、立替払いが実施されますので、今しばらくお待ちください。

Q4-7 機構から、立替払いに関して「未払賃金立替払支給決定通知書」が届きましたが、紛失してしまいました。再発行してください。

A4-7 確定申告等に必要書類となりますので、破棄などせず、大切に保管してください。

万が一紛失等され、再発行を希望される場合には、機構にご相談ください。  
機構の問い合わせ先は以下のとおりです。

電 話：044-431-8663

相談時間：土・日・祝日を除く 9:15～17:00

### 【MC破産管財人からのMC債権者の方へのFAQ】

※ MC債権者の皆さまに、MC破産管財人から、想定されるご質問に関してのお答えを予めお知らせいたします。

MC-Q1 私は、従前MC破産管財人から「株式会社エム・シーネットワークスジャパンにおける退職金についてのご連絡」という書面の送付を受けており、私がMCに対し退職金債権を持っていると連絡を受けています。私の退職金債権に関する今回のご連絡内容は、従前のご連絡内容と、どのような関係にあるのでしょうか。従前連絡を受けた私の退職金債権と今回ご連絡を受けた立替払制度の対象となる退職金とはどういう関係にあるのですか？

MC-A1 皆さまがMCから八桜会に転籍された際に、皆さまの退職金については、Q3-1記載のとおり扱いとされました。これを受けて、従前、八桜会とMCの間では、MC在籍中の期間分の退職金については、MCが負担する方向で協議を進めておりました。しかし、その後、八桜会が破産したことから、MC-Q5（MC-A5）の状況も踏まえ、改めて破産者ら破産管財人とMC破産管財人が協議を行い、破産者ら破産管財人において機構とも協議を重ねたところ、今回、破産者ら破産管財人において、MC在籍期間と八桜会在籍期間を通算して皆さまの退職金を計算

し、八桜会の退職金として、立替払制度を利用していただけることになりました。今回のご連絡内容は、上記のとおり、従前のご連絡後の状況の変化を踏まえたものとなります。MCに対する退職金（従前ご連絡した皆さまの退職金債権）は、今回ご連絡した立替払制度の対象となる八桜会に対する退職金に含まれることとなります。

MC-Q2 私の退職金債権について、私は八桜会とMCの両方に対して請求することができるということでしょうか？

MC-A2 上記MC-Q1（MC-A1）でも記載しましたが、MCに対する退職金は、八桜会の退職金に含まれるものであるため、八桜会に対し退職金を請求する場合には、MCに対し退職金を請求する権利を放棄していただく必要があります。従いまして、退職金債権は、八桜会に対し請求をするか、MCに対し請求をするか、いずれか一方のみ可能であり、二重に請求することはできません。

MC-Q3 立替払制度を利用するためには、八桜会に対し、退職金を請求しなければならず、MCに対する退職金の請求は諦めなければいけないということでしょうか？

MC-A3 そのとおりです。

MC-Q4 今回、八桜会の退職金として立替払を受けるとしても、全額について立替払がされるわけではないと聞きました。立替払を受けられない部分について、MCに対して退職金を請求することは出来ないのですか？

MC-A4 退職金債権は八桜会に請求するか、MCに請求するか、いずれか一方としていただく必要があります、ご質問のような請求はすることは出来ません。したがって、MC在籍中の期間分の退職金については、①立替払制度を利用して（退職金全額について八桜会に対して請求して）、立替払を受けられなかった部分については八桜会に対して債権の主張をしていただくか、又は、②MCに対し請求することとしていただくか、どちらか一方を選択いただくこととなります。

MC-Q5 八桜会に対する請求と、MCに対する請求のいずれを選択するのが良いのでしょうか。

MC-A5 皆さま個々人のご判断によります。なお、八桜会に対し請求をすることとした場合には、立替払制度の利用により、相当額の支払が受けられますが、MCに対し請求をすることとした場合、MCでは現状において財団債権の支払の目途はたっていないため、いつ、いくらお支払いできるかは不明であり、MCの会社財産によっては退職金の一部の支払いしかできない可能性があります。

令和7年2月19日 掲載  
令和7年3月28日 更新  
令和7年4月14日 更新

MC-Q6 なぜMCで立替払制度の利用をしなかったのですか？

MC-A6 立替払制度を利用するためには、破産手続開始等の申立日から6カ月前の日以降に退職している必要があります。MCの場合、破産手続開始等の申立日が令和5年12月15日ですので、令和5年6月16日以降MCを退職された方はMCで立替払制度の利用が可能となります。しかし今回、ほぼ全員の方が令和5年6月16日より前に八桜会に転籍（MCについては退職）されているため、MCでは立替払制度の利用は致しませんでした。

MC-Q7 他に質問がある場合、誰にどのように質問すればよいでしょうか。

MC-A7 現状、MC破産管財人としてご回答できることは、MC-Q1（A1）からMC-Q6（A6）のとおりです。立替払制度の利用により、皆さまに具体的にどれだけの金額が立替払いされるかについては、破産者ら破産管財人にご確認いただければと存じます。なお、MCに対して退職金債権を請求した場合にMCの破産手続において皆さまにどれだけの金額をお支払いできるかについては、現状、MC破産管財人においてもその見通しをお答えできる状況にございません（MC-A5のとおりです）。その他にMC破産管財人に対しご質問がある場合には、下記にご連絡下さい（MC-Q1（A1）からMC-Q7（A7）に記載の内容や、MC破産管財人において回答しかねる事項については、ご返信しない場合があることを、ご了承下さい）。

**【MC退職金問い合わせ窓口】**

soudan@gc-kanzai.com